

## オンライン資料の納本制度導入および推進方案

国立中央図書館・資料収集課 主務官  
尹 姫正 (ユン・ヒジョン)

### 1. 図書館法改正の背景

国立中央図書館は国家の知識資源の根幹となる代表図書館として、法的納本と資料の購入・寄贈・寄託・国際交換・影印・複製、デジタルアーカイブなどの方法を通じて蔵書を収集しています。このうち、最も強力で実効性の高い収集方法は「図書館法」第20条による納本制度です。

最近、SNS やスマートフォン、電子書籍リーダーなど、スマートデバイスの使用によるオンライン資料の製作と利用が急速に増加したことに伴い、印刷資料を基盤とした伝統的な納本制度にも変化が必要となりました。フォーマットが多様で消滅しやすいオンライン資料の性質上、その収集と保存を体系化するために現行納本制度の補完と再整備の必要性が高まったのです。<sup>1</sup>

こうしたことから国立中央図書館は長い準備と議論を経て、オンライン資料納本のための図書館法改正を進めてきました。その成果である図書館法改正と、それに伴うオンライン資料の納本制度の施行および情報システムの構築を通じて、急増するオンライン資料の拡充と保存および国内文献の完全な収集という課題にさらに積極的に対処できるようになりました。

### 2. 制度と組織の再整備

2009年に図書館法が一部改正され、オンライン資料を「情報通信網を通じて公衆送信される資料」とであると明確に定義して収集条項が新設されるなど、オンライン資料の収集と保存のための端緒となりました。以来、「オンラインデジタル資料の納本のための法制化方案の研究」など、外部委託により海外におけるオンライン資料の納本政策および納本法を調査・分析し、関連機関および専門家、利害関係者から面談、アンケート調査などの方法

---

<sup>1</sup> クァク・スンジン、オンラインデジタル資料の納本のための法制化方案の研究（ソウル：国立中央図書館、2012）、p.3.

で意見を聴くなど、オンライン資料を網羅的に収集・保存・利用するための制度的な装置としての納本制度を法制化するための努力を続けてきました。

2011年のオンライン資料の種類・形態ごとの収集対象資料についての官報告示をはじめとし、2012年にはISBN国際機関、ISSN国際センターの指針に基づいて印刷資料と同じようにオンライン資料にも国際標準資料番号（ISBN、ISSN）を付与することとし、2013年からオンライン資料の納本に向けて出版・出版取次業の意見をとりまとめ、オンライン資料の納本の正当性を説得するため電子書籍の納本に関する協議が行われました。その結果として、2013年12月のキム・ヒジョン議員の発議を皮切りに、2015年12月「図書館法」の改正が公布され、2016年2月3日図書館法が一部改正されて2016年8月4日から施行されるに至りました。（訳注：実際は、2015年12月31日に議会で可決され、2016年2月3日に公布。）

国立中央図書館では、これまでオン・オフラインの資料を部署（資料収集課、デジタル企画課、逐次刊行物課）ごとに分担収集していましたが、資料収集の窓口を一本化するために組織を再編するなど、納本収集の効率化を図る一方で、オンライン資料の収集から整理に至るまで資料収集課がすべて一括して担当するワンストップの統合管理方法を模索しています。

改正された図書館法によるオンライン資料納本の主な内容は次のとおりです。

区 分	内 容
納本対象資料	国際標準資料番号 (ISBN、ISSN) を付与された資料
納本義務者	1. 国際標準資料番号を付与されたオンライン資料を国内で発行・製作した個人または団体 2. オンライン資料を発行・製作した国、地方公共団体および公共機関
納本部数	個人または一般団体: 2 部 国、地方公共団体、公共機関: 3 部
納本方法	1. 当該資料と書誌情報のデジタルファイルを国立中央図書館伝送システムに伝送 2. 当該資料と書誌情報のデジタルファイルを媒体に保存して、国立中央図書館に送付 3. 国立中央図書館に当該資料と書誌情報のインターネット上の場所を通知し、国立中央図書館がこれにアクセスして収集できるようにする
納本補償	有償資料は閲覧用の納本部数に応じて定価を補償
提出期限	発行日または製作日から 30 日以内

【表 1】 オンライン資料納本の主な内容

### 3. 納本システムの構築

#### 3.1. 書誌情報流通支援システム

国立中央図書館は 2012 年 ISBN/ISSN/CIP (Cataloging in Publication) など、書誌情報の管理を通じた円滑な納本収集のための書誌情報流通支援システムを開発しました。2013 年には業務プロセスおよびシステム環境を分析し、オンライン上で ISBN/ISSN/CIP/納本の申請とオンライン納本証明書の発行などが可能な、需要者中心のサービスにシステムを更新しました。

書誌情報流通支援システムは、これまで別々に運営していた既存の ISBN/ISSN の制度運営、CIP の制度運営、納本サービスを統合した多様な検索サービスなど出版社にカスタマイズされたサービスとして利用の便宜を図っています。これにより出版社は ISBN/ISSN/CIP/納本が連携したワンストップ・サービスを通じてオンライン申請、照会、証明書の発行などを処理することが可能で、その結果、時間およびコスト削減の効果に応じて生産性が高まりました。

2014 年には書誌情報流通支援システムにデジタルファイル納本資料のアップロード機能が追加（障害者用の代替資料製作のためのデジタルファイルの納本、政府刊行物のデジタルファイルの納本）され、続く図書館法改正により 2016 年 8 月からオンライン資料の納本制度が施行されるに伴いオンライン資料の納本機能も追加されました。これにより、印刷資料、デジタルファイルに続いてオンライン資料までもが一つのシステムの中ですべて納本できるようになり、納本手続きの利便性が高まりました。

書誌情報流通支援システムは国内文献の納本収集と保存の窓口として、円滑な書誌情報流通の活性化に寄与しています。

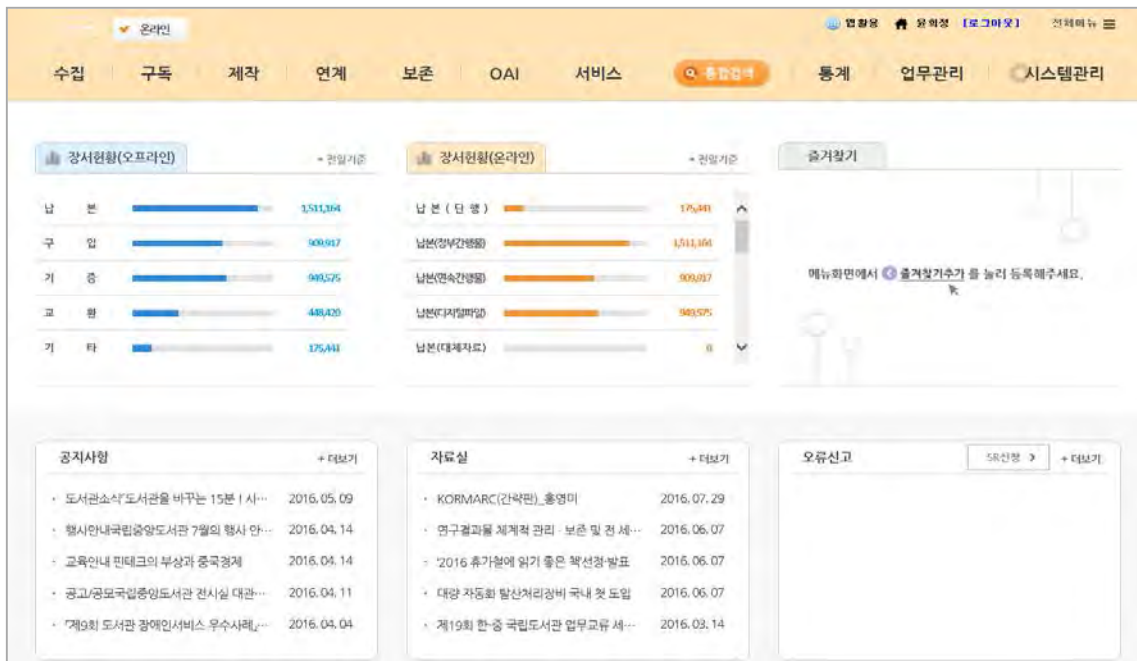


【图 1】 書誌情報流通支援システムのホームページ (<http://seoji.nl.go.kr>)

### 3.2. 統合資料管理システム

図書館法改正に伴うオンライン資料の納本施行に合わせて、2015年にオン・オフラインの資料を統合構築できる統合資料管理システム（KOLIS II：Korean Library Information System II）が開発されました。2016年には総合点検と機能拡張を行って、書誌情報流通支援システムを通じて納本された資料と統合資料管理システムを直結させ、納本された資料を検出して登録できるようになりました。

これまでオフライン資料は統合情報システム（KOLIS）で、オンライン資料はデジタル蔵書管理システム（DCMS：Digital Contents Management System）で、それぞれ管理していましたが、今後は一つのシステムで収集・整理・連携・保存および統計抽出までを統合管理することにより大幅な業務効率の向上ができると考えています。



【図 2】統合資料管理システムのホームページ (<http://kolis.nl.go.kr>)

#### 4. オンライン資料の納本

##### 4.1. 国際標準資料番号を付与されたオンライン資料

2013 年からオンライン資料の納本収集の基盤づくりのため、ISBN 制度の積極的な広報に加えて担当者が出版社や出版取次を直接訪問し、電子出版・出版取次業界の現状調査と発展的な意見をとりまとめ、電子出版物の国際標準資料番号の付与を推奨してきました。

これまでオンライン資料は、オンライン資料の類型ごとの専門家で構成されたオンライン資料の選定専門家グループによる選定過程を経て、保存価値の高い資料を選択し収集してきましたが、2015 年から予算の範囲内での網羅的な収集とオンライン資料の納本の試験運用を行いオンライン資料納本の基盤を用意しました。

去る 8 月 4 日にオンライン資料の納本が施行された後、保存用の資料はあらゆるファイルが形式の制限なく納本されていますが、閲覧用の資料は電子書籍フォーマットとして最も多く使用されている PDF または EPUB形式を推奨しています。また、保存用の資料は、インターネットからのアクセスを遮断した別のサーバーに安全に永久保存し、閲覧用の資料には自主的に DRM を付与して利用に供しています。

一般的に出版・出版取次業界は、納本された資料のデータ流出防止と安全な資料保存を重要視しています。こうした意見を反映し、電子書籍の特性にふさわしい標準メタデータおよび標準 DRM (Digital Rights Management) の開発・普及のための取組みを、文化体育観光部 (訳注：韓国の行政機関。部は日本の省に相当。) レベルで段階的に行なっています。

(2015 12. 31 累計)

資料の種類	冊(タイトル)数	ファイル件数	備考
電子書籍	141,395	141,395	
電子ジャーナル	1,409	1,647,775	ファイル件数は記事(論文)の件数
画像	45	100,347	ファイル件数は画像(写真)の件数
オーディオブック	967	4,875	
動画	576	3,130	
計	144,392	1,897,522	

【表 2】有償オンライン資料・収集の現状

#### 4.2. 公共刊行物のデジタルファイル納本

灰色文献は、研究・政策・技術などの各種報告書、セミナー・ワークショップ・フォーラム・シンポジウム・学術大会などの会議資料や関連資料集、学位論文、政府刊行物など、媒体が多様で流通経路も不明で書誌事項さえ把握が難しいですが、当該主題分野の最新の研究動向とその結果を知ることができる非常に重要な情報源です。

また、公共刊行物は、政府、地方公共団体、公共機関などが発行した資料で、既存の登録システム上の政府刊行物および灰色文献の一部を総称したもので、国家レベルの政治・経済・社会・文化などの全分野にわたる国家知識資源です。

このように、通常の流通経路で出版されず、発行、配布部数が限られ、資料の発掘と入手が困難な灰色文献に対する体系的な収集と管理の必要性が高まるのに伴い、国立中央図書館では2013年に資料収集課内に灰色文献専門チームを組織して政府と官民の研究機関ディレクトリ(8,638件)を構築し、外部委託による「灰色文献出版現状調査および収集方法に関する研究」を通じて出版の現状を調査するなど、灰色文献の収集体系化に力を注いできました。

2014年に書誌流通支援システム内に政府刊行物デジタル納本サービスを構築して、それまでメールとオフラインで受け付けてきた従来の方式からオンラインを通じたアップロード方式に切り替えて発行機関の納本の便宜を図る一方、公共刊行物の開放政策により2013年に策定した「政府刊行物納本(提出)指針」に、改正著作権法(第24条の2公共著作物の自由利用)とオンラインデジタルファイル納本方法を追加して指針を修正・補完し、印刷資料とともにデジタルファイルの納本を積極的に進めてきました。

2016年からは、公共刊行物ワンストップ・サービスを実施し、公共刊行物の収集から整理・サービスまでを統合的に実施しています。また、メタデータの構築を簡略化し迅速性を確保することでリアルタイムの利用と政策情報サービスの運営活性化を支援しています。

国立中央図書館は公共刊行物収集のための統合窓口として協業システムを構築し、政府



が有する情報とデータを国民に開放・共有する政府 3.0 政策に立脚して、公共情報の国民向けサービスおよび開放・共有システムを具現化することで創造経済の一助となっています。



【図 3】オンライン資料納本の手続き

#### 4.3. 障害者用デジタルファイル納本

2007 年 5 月に新設された国立障害者図書館支援センターは、2012 年 8 月に国立障害者図書館に拡大・改編され、資料開発課が障害者のための代替資料の製作、収集・普及、製作支援および代替資料製作の標準制定などに関する業務を担当しています。

国立中央図書館では DAISY 資料、電子点字資料、電子点字楽譜、画面解説映像、手話映像図書資料、字幕映像資料など、多様なタイプの代替資料を開発してきましたが、そのうちの DAISY はアナログ録音図書と異なり、ブックマーク、ページ、章、節の検索などが可能な一種のマルチメディア電子書籍であり、2010 年 12 月に視覚障害者用デジタル図書として韓国標準 (KSX6050) となりました。<sup>2</sup>

2009 年には、知識情報の疎外階層の情報アクセス権の向上を主な内容として図書館法が改正され、障害者用代替資料の効果的な製作普及のためデジタルファイル納本条項が新設されました。

障害者用デジタルファイル納本は、出版社が納本するデジタルファイルを活用し、障害者が点字や音声で読むことができる代替資料を正確かつ迅速に製作して個別に提供することにより、障害者の知識情報の格差解消およびアクセス向上に大きく寄与することになりました。

<sup>2</sup> 国立中央図書館、国立中央図書館年報（ソウル：国立中央図書館、2015）p.228-229.

#### ◇ 代替資料の製作手続き

- 会員登録した障害者が国立中央図書館に必要な図書を申請
- 国立中央図書館が当該出版社にファイル納本を要請
- 出版社が国立中央図書館にファイルを納本
- 納本されたファイルを DAISY 形式の代替資料に変換
  - 納本されたファイルを DAISY 図書製作のためのハングルファイルに変換
  - 不必要な空白の削除、表の解説、図の説明など、代替資料製作指針に則りハングルファイルを校閲
  - 目次、ページ、段落など、構造および移動情報の入力および校正
  - ウェブ基盤の著作ツールに登録することで DAISY 図書の出版および暗号化

こうして構築された DAISY 図書は、登録された会員のみアクセスできるウェブを通じてストリーミング方式で提供され、登録された端末機でのみアクセスできるよう、暗号化された DAISY ファイルのダウンロードが可能となっています。

図書館資料審議委員会デジタルファイル資料分科委員会<sup>3</sup>での会議の結果、障害者用デジタルファイルは他のオンライン資料と異なり、納本期日およびファイル形式別に補償金が策定されていますが、納本活性化のために代替資料製作時のスキャン、校閲作業時間の節減と作業工程の人的費用を補償するレベルで補償金を現実化したものです。

これに伴う補償費の算出内訳は次のとおりです。

区分	納本ファイル形式	補償費	納本ファイル要件
10 日以内	txt, doc, hwp	図書定価の 8 倍	要請著作権事項と一致 pdf ファイルの場合、 データ抽出可能
	quark, pdf その他	図書定価の 6 倍	
10 日以降	txt, doc, hwp など	図書定価の 5 倍	

【表 3】補償費の算出内訳

## 5. 今後の課題

無数の情報資料のうち、ウェブ文書、電子書籍、電子ジャーナルなどのオンライン資料の利用と保存の価値が増大する中、オンライン資料の納本を認識した多くの国では、様々

<sup>3</sup> 図書館資料の主要事項を審議するために図書館資料審議委員会を構成し、一般資料、オンライン資料、デジタルファイル資料分科委員会の3つの分科委員会で構成、運営される。

デジタルファイル資料分科委員会は、国立障害者図書館資料開発課が運営する。

— 設置根拠：「図書館法施行令」第13条の3（図書館資料審議委員会の設置）、  
「図書館法施行規則」第8条の3（図書館資料審議委員会の運営）、第8条の4（分科委員会の運営）



なプロジェクトの推進および納本法、国立図書館法の制定・改正を通じてオンライン資料の納本を実施中または改正案を検討中です<sup>4</sup>。

国立中央図書館は、このような世界的な動向を積極的に反映して図書館法改正という成果を成し遂げ、オンライン資料にまで納本義務を拡大実施するようになりました。

オフライン資料の納本が現在のように定着するまで多くの時間と労力が必要であったように、オンライン資料納本制度の定着を成功させるためには先決すべき課題がたくさんあります。

まず、対外的には、ファイル流出などに対する出版・出版取次業の懸念を払拭し、持続的な協力および意見のとりまとめを通じて納本に対する認識を新たにできるよう積極的に広報するとともに、自発的、能動的な参加を誘導しなければならないでしょう。

内部的には、納本業務の実施過程で導き出されるオンライン資料納本の要素別の懸案事項を把握して試行錯誤を減らしていく一方、システムの安定的な稼働、信頼性の高いセキュリティシステムの構築、納本されたすべての形式のファイルを利用提供できるビューアの開発などが新たな課題といえるでしょう。また、補償金の支払いのための財源確保も必須です。

法の制定と納本システムの構築に至るまでの大きな一歩を踏み出した今、限られた予算の範囲内で納本を最大限効率化するために、より詳細なオンライン資料納本に対するガイドラインを提示し、これを通じて納本業務を体系化していかなければならないでしょう。

急速に発展し変貌するデジタル環境において、国内文献の完全な収集と保存のために、国立中央図書館の絶え間ない努力は今日も続いています。

---

<sup>4</sup> クァク・スンジン、オンラインデジタル資料の納本のための法制化方案の研究（ソウル：国立中央図書館、2012）、p.4.

＜参考＞ 図書館法および同法施行令改正の主な内容

◇ 図書館法第 20 条(図書館資料の納本)／'16. 2. 3 一部改正

- ① 何人も図書館資料(オンライン資料を除く。ただし、オンライン資料のうち、第 21 条により国際標準資料番号を付与されたオンライン資料を含む。以下、この条において同じ。)を発行または製作した場合は、その発行日または製作日から 30 日以内に、その図書館資料を国立中央図書館に納本しなければならない。修正増補版である場合もまた同じである。＜改正 2016. 2. 3. ＞
- ② 国、地方公共団体およびその他大統領令で定める公共機関が第 1 項により図書館資料を国立中央図書館に納本する場合には、大統領令で定めるところによりデジタルファイル形式でも納本しなければならない。＜新設 2016. 2. 3. ＞
- ③ 国立中央図書館は第 45 条第 2 項第 3 号に規定した業務を遂行するために必要な場合は、図書館資料を発行または製作した者に、これをデジタルファイル形式でも納本するよう要請することができる。要請を受けた者は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。＜新設 2009. 3. 25. , 改正 2016. 2. 3. ＞
- ④ 国立中央図書館は、第 1 項から第 3 項までの規定により図書館資料を納本した者に、遅滞なく納本証明書を発行しなければならない。納本した図書館資料の全部または一部が有償である場合には、その図書館資料に対して**正当な補償をしなければならない**。＜改正 2016. 2. 3. ＞

◇ 図書館法施行令第 13 条(図書館資料の納本)／'16. 8. 4. 施行

- ② 法第 20 条第 1 項によるオンライン資料(法第 21 条により国際標準資料番号を付与された場合のみ該当する)の納本と法第 20 条第 2 項または同条第 3 項前段によるデジタルファイル形式の納本は、次の各号のいずれか一つに該当する方法で行う。＜新設 2016. 7. 26. ＞
1. 当該資料と書誌情報のデジタルファイルを国立中央図書館伝送システムに伝送
  2. 当該資料と書誌情報のデジタルファイルを媒体に保存して国立中央図書館に送付
  3. 国立中央図書館に当該資料と書誌情報のインターネット上の位置を通知し、国立中央図書館がこれにアクセスして収集できるように措置
- ⑤ 法第 20 条第 1 項から第 3 項までの規定による図書館資料の納本部数は、次の各号の区分による。＜新設 2016. 7. 26. ＞
1. 法第 20 条第 1 項による納本の場合 : 2 部。ただし、国や地方公共団体または第 3 項各号による公共機関が納本する場合には 3 部とする。
  2. 法第 20 条第 2 項による納本の場合 : 3 部
  3. 法第 20 条第 3 項による納本の場合 : 1 部